

令和4年第4回

大空町議会臨時会会議録

- ・招集 令和4年5月20日
- ・開会 令和4年5月20日
- ・閉会 令和4年5月20日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	大	泉	知	功	7番	後	藤	忍
2番	川	村		淳	8番	三	條	幸夫
3番	福	田	淳	一	9番	上	地	史隆
4番	森	賀	祐	司	10番	松	岡	克美
5番	鈴	木	秀	之	11番	齋	藤	宏司
6番	岩	原		繁	12番	原	本	哲己

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長		
総合支所長	福祉課参事		
総務課長	産業課長		
総務課参事	産業課参事		
移住・定住支援室長	建設課長		
住民課長	建設課参事		
福祉課長	総務課主査		
生涯学習課長	生涯学習課参事		
農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和4年第4回大空町議会臨時会議事日程

第1号 令和4年5月20日（金） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 同意第3号 大空町副町長の選任について
- 日程第7 同意第4号 大空町教育委員会教育長の任命について
- 日程第8 同意第5号 大空町監査委員の選任について
- 日程第9 同意第6号 大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について
- 日程第10 同意第7号 大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について
- 日程第11 同意第8号 大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について
- 日程第12 発議第12号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第35号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第36号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第37号 大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第38号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第39号 令和4年度大空町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第40号 令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第41号 令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第42号 令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第43号 令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第44号 令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 選挙第4号 大空町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町 長 松 川 一 正

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

総合支所長	田 中 信 裕	福祉課参事	阿 部 雅 浩
総務課長	林 敏 美	産業課長	作 田 勝 弥
総務課参事	小 堀 弘 樹	産業課参事	中 村 直 樹
移住・定住支援室長	秋 葉 暢 康	建設課長	高 島 清 和
住民課長	星 加 政 志	建設課参事	山 本 純 生
福祉課長	鈴 木 章 夫	総務課主査	安 念 真 人

3. 大空町教育委員会教育長職務代理者の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長 菅 野 洋 治 生涯学習課参事 村 山 修

4. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井 上 透

5. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 篁 充 清

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 平 田 義 和 事務局主幹 田 中 学

以上のとおり報告する。

令和4年5月20日

大空町議会議長 原 本 哲 己

諸 般 の 報 告

《令和4年4月28日～令和4年5月20日》

- 4月28日 第1回総務厚生常任委員会
第1回産業建設文教常任委員会
第1回議会広報常任委員会
第1回議会運営委員会
第1回議員協議会
- 5月 3日 芝桜まつりオープニングセレモニー
- 12日 第2回総務厚生・第2回産業建設文教合同常任委員会
第2回総務厚生常任委員会
第2回産業建設文教常任委員会
- 14日 湖水開き・観光安全祈願祭
- 18日 第2回議会運営委員会
- 20日 令和4年第4回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、令和4年第4回大空町議会臨時会を開会します。

◎会議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、3番、福田淳一議員及び4番、森賀祐司議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、上地史隆議員。

- ◇議会運営委員会委員長 皆様改めておはようございます。
議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、5月18日に議会運営委員会を開き、会期等について協議をいたしました。
本臨時会では、町長から提出されております案件が18件、議会提出案件が2件であります。
したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致で判断をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。
以上、議会運営委員会審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名
全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付し
ていただいております。なお、職務の都合により、一部に異動がある場
合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付してい
るとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

◇議 長 日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて
を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。星加住民課長。

◇住民課長 議案書の1ページでございます。承認第1号、専決処分の承認
を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和4年5
月20日提出、大空町長、松川一正。

議案書3ページをお開き願います。専決処分書。

大空町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項
の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和4年3月31日、大空
町長、山下英二。

議案書5ページから11ページまでが改正条文でございます。

議会臨時会参考資料1ページから2ページに大空町税条例等の一部を
改正する条例の概要を。3ページから21ページに新旧対照表を掲載させ
ていただいております。

改正の内容につきましては、概要によりご説明させていただきたいと思
いますので、参考資料の1ページをお開き願います。

承認第1号関係、大空町税条例等の一部を改正する条例の概要です。

改正の趣旨でございますが、令和4年度の地方税制改正において、個人
住民税における住宅借入金等特別控除の特例の延長、固定資産税の負担調
整等の措置を講ずることとされました。こうした税制上の改正を盛り込
んだ地方税法等の一部を改正する法律は、令和4年3月31日に公布され、
一部を除き令和4年4月1日から施行されたことに伴い、大空町税条例等

の改正が必要となったことから、地方自治法の規定により、本年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

項目の1、個人町民税です。関係条文、第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、附則第16条の3第2項、附則第20条の2第4項、附則第20条の3第4項及び第6項。上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致では、上場株式等の配当所得等の課税方式について、申告不要、総合課税、申告分離課税の3つの課税方式を所得税と個人住民税でそれぞれ任意選択可能としておりましたが、課税方式を所得税と一致させるなど所要の措置を講ずるものでございます。施行期日は令和6年1月1日になります。

関係条文の第36条の3の2第1項、第36条の3の3第1項、令和3年改正条例第1条のうち第36条の3の3の改正規定です。合計所得金額に係る規定の整備では、配偶者等が退職手当等を有する場合、給与所得者及び公的年金受給者が提出する扶養親族申告書にその旨を明記するよう記載事項を追加するものでございます。施行期日は令和5年1月1日になります。

関係条文、附則第7条の3の2第1項、附則第26条、住宅借入金等の特別控除の特例の延長・見直しでは、所得税の制度改正に伴い、令和3年12月末までの入居分を対象としていた住宅借入金等特別控除の適用期間を令和7年入居分まで延長し、控除期間を10年から13年とするものでございます。なお、消費税率引き上げに伴います反動減対策として、控除限度額を引き上げていた上乗せ措置については終了となります。控除期間、控除率は表のとおりとなっております。施行期日は令和5年1月1日になります。

項目の2、法人町民税です。関係条文、第48条第9項、磁気テープの提出の除外では、法人町民税の申告書等の提出方法から磁気テープを提出する方法を除外するものでございます。施行期日は令和4年4月1日になります。

項目の3、固定資産税でございます。関係条文、第18条の4、第73条の2、第73条の3、DV被害者等の支援措置の明確化では、登記所に対して、DV被害者等で有る旨の申出を行った者の固定資産課税台帳等の交付を行う際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合、住所に代わり新たに登記所から通知される事項を記載しなければならないとするものでございます。施行期日は民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日になります。

関係条文、附則第10条の2第25項、課税標準の特例措置では、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税について、最初の3年間、課税標準額を4分の3に軽減するものでございます。施行期日は令和4年4月1日になります。

関係条文、附則第10条の3、耐震改修を行った住宅に係る税額の減額措置の延長では、建築物の耐震改修の促進を図るため、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、新たに一定の耐震改修が行われたものに

ついて、一定の年度分に限り固定資産税額の2分の1相当額を減額する措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長するものでございます。施行期日は令和4年4月1日となります。

関係条文、附則第12条、負担調整措置では、景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り激変緩和の観点から商業地等に係る課税標準額の上昇率を現行の評価額の5%から2.5%とするものでございます。施行期日は令和4年4月1日となります。

項目の4、その他でございます。関係条文、第36条の2第1項及び第2項、第36条の3第2項及び第3項、第53条の7、令和3年改正条例附則第2条、附則第17条の2第3項、その他法令等改正に合わせ所要の規定の整備及び項ズレを整理するものでございます。施行期日は令和6年1月1日になりますが、附則第17条の2第3項の改正につきましては、令和5年1月1日となります。

以上、大空町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げました。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第2号

◇議 長 日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書13ページでございます。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

15ページをお開き願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和4年3月31日、大空町長、山下英二。

17ページでございます。今回の補正予算の専決処分につきましては、本年3月末に地方譲与税、地方交付税、地方債の額が確定したことにより専決処分させていただいたものでございます。

令和3年度大空町一般会計補正予算（第16号）。令和3年度大空町一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,516万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億2,251万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和4年3月31日、大空町長、山下英二。

19ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2款、地方譲与税に1,853万5,000円追加。3款、利子割交付金に1万5,000円追加。4款、配当割交付金に92万6,000円追加。5款、株式等譲渡所得割交付金に197万8,000円追加。6款、法人事業税交付金に186万9,000円追加。7款、地方消費税交付金に682万7,000円追加。9款、環境性能割交付金に163万2,000円追加。10款、地方特例交付金に33万8,000円追加。11款、地方交付税に3,333万円追加。15款、国庫支出金に468万5,000円追加。17款、財産収入から16万1,000円減額。20ページをお開き願います。19款、繰入金から140万9,000円減額。22款、町債から340万円減額。歳入合計は6,516万5,000円を追加し、125億2,251万8,000円とするものです。

21ページをご覧ください。歳出です。

2款、総務費から229万1,000円減額。3款、民生費から16万1,000円減額。4款、衛生費につきましては、財源の振替えのみで補正額はありません。6款、農林水産業費から21万6,000円減額。7款、商工費は財源の振替えのみで補正額はございません。8款、土木費から86万9,000円減額。9款、消防費に7,120万5,000円追加。10款、教育費から250万3,000円減額。歳出合計は6,516万5,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

22ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1、変更です。

移住・定住促進事業債は、限度額を150万円減額し、480万円に。認定こども園整備事業債は、140万円増額し、4億2,630万円に。

福祉バス運行事業債は、30万円減額し、760万円に。河川浚渫事業債は、20万円減額し、2,180万円に。開陽中央線道路整備事業債は、60万円減額し、1億8,040万円に。大空高等学校寄宿舎整備事業債は、400万円減額し、3億6,780万円に。旧女満別幼稚園解体事業債は、180万円増額し、3,370万円に変更するもので、それぞれ起債対象事業費の確定に伴うものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、30、31ページをお開き願います。

2款1項7目、企画振興費、31ページ説明欄の18節、定住促進助成金から229万1,000円の減額は、新築住宅に係る助成が見込みより少なかったことによるものです。

3款1項1目、社会福祉総務費の24節、地域福祉医療基金積立金から16万1,000円の減額は、女満別中央病院への土地貸付料が確定したことによるものです。

2目、老人福祉費と、次の2項4目、児童福祉施設費、さらにその下、4款1項2目、予防費につきましては、いずれも補正額はありませんが、起債対象事業費などの確定によるものです。

6款1項5目農地費の4節、河川浚渫工事から18万円の減額は、河川に蓄積した土砂の撤去などを行うものですが、事業費が確定したことによるものです。

2項1目、林業総務費の24節、森林環境譲与税基金積立金から3万6,000円の減額は、森林環境譲与税額の確定に伴うものです。

7款1項2目、観光費は補正額はありませんが、芝桜公園誘客促進業務にかかる財源として予定をしておりました国の交付金の確定を踏まえ、一般財源に振替えるものです。

8款2項3目、除雪対策費も同様に補正額はありませんが、国からの補助金が495万6,000円増額となりましたことから、同額を一般財源で減額する財源の振替えです。

その下4目、道路新設改良費の14節、開陽中央線改良舗装工事86万9,000円の減額は、事業費の確定によるもの。

次の7項1目、空港対策費の補正額はありませんが、空港の利用促進事業に係る財源としておりました国の交付金の確定を踏まえまして、一般財源に振替えるものです。

9款1項5目、災害対策費の18節、33ページに移りまして1行目でございます北海道市町村備荒資金組合納付金に7,120万5,000円追加は、今回の補正予算による財源につきまして、災害など有事の際に備えて納付している備荒資金組合に積み立てるものです。

10款1項2目、事務局費。こちらにも補正額はありませんが、他の事業で事業費の確定により地方債が減額となりました分を、旧女満別幼稚園解体事業に振替えまして、財源の確保を図ったものでございます。

次の4項4目、寄宿舎費の14節、東藻琴幼稚園等解体工事から250

万3,000円の減は、事業費の確定によるものです。

続きまして歳入の説明をしますので、26、27ページをお開き願います。

歳入につきましては、3月末までにそれぞれ譲与税、交付金、交付税、地方債など額の確定によるものです。

2款1項1目1節、地方揮発油譲与税に323万8,000円追加。

2項1目1節、自動車重量譲与税に24万5,000円追加。

3項1目1節、航空機燃料譲与税に1,508万8,000円の追加は、LCCなど新規路線の就航により増額報告となったものでございます。

4項1目1節、森林環境譲与税から3万6,000円減額。

3款1項1目1節、利子割交付金に1万5,000円追加。

4款1項1目1節、配当割交付金に92万6,000円追加。

5款1項1目1節、株式等譲渡所得割交付金に197万8,000円追加。

6款1項1目1節、法人事業税交付金に186万9,000円追加。

7款1項1目1節、地方消費税交付金に682万7,000円追加。

9款1項1目1節、環境性能割交付金に163万2,000円追加。

10款2項1目1節、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に33万8,000円追加。

28、29ページに移りまして、11款1項1目1節、特別交付税に3,333万円の追加は、除雪関連経費などが見込みより増額交付となったものでございます。

15款2項6目2節、道路除雪事業費補助金に700万円追加。また次の4項1目1節、除雪対策事業交付金は204万4,000円減額となっておりますが、国からの補助金などの額が確定したことによるものです。

6項1目1節、地方創生臨時交付金27万1,000円の減額は、新型コロナウイルス各種対策事業に係る交付金額確定によるものですが、減額となる分につきましては、令和4年度施策の財源として有効に活用するものでございます。

17款1項1目1節、土地貸付料から16万1,000円の減額は、女満別中央病院の土地貸付料が確定したことによるものです。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金から840万9,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整のため繰り入れを取りやめるものです。

22款、町債につきましては、第2表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決しま
す。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承
認を求めることについては、承認することに決定しました。暫時休憩しま
す。

(暫時休憩 午前10時27分)

(再開 午前10時27分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 同意第3号

◇議 長 日程第6、同意第3号、大空町副町長の選任についてを議題と
します。
本件について、提出者の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の35ページです。同意第3号、大空町副町長の選任に
ついて。

次の者を大空町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定
により、議会の同意を求める。令和4年5月20日提出、大空町長、松川
一正。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別西4条3丁目4番16号。氏名、
鈴木章夫。生年月日、昭和48年4月3日生まれの49歳でございます。

鈴木章夫氏は、平成5年4月1日に女満別町職員として採用され、平成
13年4月から2年間、北海道開発局へ派遣された経験を有しております。
町職員として復職後は、財政課財政係長、学校管理課主査、総務課企画グ
ループ主幹、政策グループ主幹を歴任し、平成31年4月からは福祉課参
事、そして令和2年4月からは福祉課長として職務にあたってまいりまし
た。新型コロナウイルス感染症対策、特に町民皆様へのスムーズなワクチ
ン接種体制の構築に手腕を発揮いただきました。また、スマートフォンを
活用したまちの情報伝達手段であります、そらっきーナビの運用にもその

手腕を発揮されました。持続あるまちづくりを進めていくためには、これまでもにはない新たな発想で職員のやる気を引き出し、意志疎通を図って行くことが何より必要不可欠ではないかと考えております。職員からの人望も厚く、高い調整能力を有しております鈴木章夫氏を副町長として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、本人の履歴につきましては、参考資料 2 3 ページに掲載してあります。ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第 2 号、大空町副町長の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◇議 長 起立全員です。したがって同意第 2 号、大空町副町長の選任については同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩 午前 10 時 31 分)

◇議 長 休憩中ではありますが、ただいま副町長の選任といたしました鈴木章夫氏からご挨拶を受けることにしたいと思います。

◇鈴木課長 ただいま副町長選任について同意をいただきました鈴木章夫です。

まずもってご同意いただきましたこと、またこのようにお話をさせていただく機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。

平成 18 年に地方自治法が改正され、助役制度から副町長制度に移行されました。副町長にはそれまでの職員の事務の監督に加え、政策企画能力が求められることになり現在に至っていると認識をしております。こうした役割からしますと、もとより微力な私にとって身に余る重責であることは言うまでもありません。しかし、この大空町役場には個性と魅力にあふれる職員がたくさんおり、そしてこれまでの経験を生かし、しっかりとした柱になってくれる職員がいると私は思っております。私は柱と柱を繋ぐ

梁として総合調整に努め、職員全員で、全員でもって松川町長が目指す、皆の心を合せつくる思いやりの町を実現したいと思っております。正式な拝命は6月1日の予定でありますので、それまでにしっかりと準備をし、町民皆さんのために誠心誠意職務に当たってまいります。町民の代表である議員の皆様とも同じ方向を向きしっかりと議論をし、そして連携してまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

◇議 長 これにて、副町長の選任に同意いたしました鈴木章夫氏からの挨拶が終わりました。

(再開 午前10時34分)

◇議 長 休憩前に引続き会議を開きます。

◎日程第7 同意第4号

◇議 長 日程第7、同意第4号、大空町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の37ページです。同意第4号、大空町教育委員会教育長の任命について。

次の者を大空町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、北海道網走郡美幌町字栄町2丁目10番地の9。氏名、関谷正樹。生年月日、昭和40年8月19日生まれの56歳でございます。

平成27年4月1日付の法律改正に伴い、同日以降新たに任命する教育長は議会の同意を得た上で、町長の任命によるものとなりました。

関谷正樹氏は、平成2年4月より教員としての道を歩まれ、今日の美幌町立東陽小学校長に至るまでの約31年間、教育者として児童生徒に対し深い愛情をささげてこられています。また、31年間の教育者としての経験の中で、平成13年4月から6年間北海道教育庁での社会教育指導班社会教育主事として、風連町への派遣や、網走教育局の職務を通じ、社会教育に対しても深い造詣を有しておられます。そして何より豊住小学校教頭、女満別小学校長を歴任され、本町における教育についても精通されているところであります。

私は、成人教育、さらには高齢者教育も大切に考え、継続した取り組みを行っていきたいと考えておりますが、保育期、小学中学高校における教育もとても大切なものであると認識しています。当然、知力、体力の向上はもちろんのことではありますが、他者とのかかわりの中で醸成されるコミュニケーション能力を向上させることで、社会という荒波に出ても相手

の意見を尊重しつつ、自分の意見や考えを的確に伝えることで、目標を現実のもととして成し遂げる。そのような人間力を養わせていきたいと考えています。そのような考えでありますことから、学校教育にかかわらず、社会教育にも深い見識をお持ちである関谷正樹氏を教育長に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、本人の履歴につきましては、議会臨時会参考資料 25 ページから 26 ページに掲載しています。ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第 4 号、大空町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件について、提案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◇議 長 起立全員です。したがって、同意第 4 号、大空町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩 午前 10 時 38 分)

◇議 長 休憩中ではありますが、ただいま教育長の任命に同意いたしました関谷正樹氏からご挨拶を受けることにいたしたいと思います。

◇関谷校長 美幌町立東陽小学校校長の関谷正樹と申します。

ただいま教育長の任命について、ご同意を賜りまして誠にありがとうございます。

教育行政全般にわたる職を担うこととなり、その重責に身の引き締まる思いであります。私自身まだまだ未熟であります。学校教育及び社会教育行政の経験を生かし、一刻も早く、課題や懸案事項についての認識を深めながら、先輩の方々が築いてこられた業績を汚すことなく、生きがい育む町、学びあうまちづくりの具現化に向けて誠心誠意向き合って力を尽くしてまいりたいと思います。

皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。お礼とお願いの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて教育長の任命に同意いたしました関谷正樹氏の挨拶が終わりました。

(再開 午前10時42分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 同意第5号

◇議 長 日程第8、同意第5号、大空町監査委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の39ページでございます。同意第5号、大空町監査委員の選任について。

大空町監査委員、松岡克美が令和4年4月22日をもって任期が満了したので、地方自治法第196条第1項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別西5条2丁目3番15号。氏名、松岡克美。生年月日、昭和27年12月21日生まれの69歳でございます。

松岡克美氏は昭和57年3月から自営業を営まれているほか、平成10年5月から特定非営利活動法人オホーツク大空町観光協会副会長、平成12年5月から大空町商工会の幹事及び理事を務められるなど、財務管理、事業の計画管理その他行政運営に関し、すぐれた識見を持ち、公正な立場に立った監査をしていただける方で、監査委員として適任であると判断いたしましたことから、議会の同意を求めるものでございます。

なお、松岡克美氏の履歴につきましては、お手元に配付しております参考資料の27ページから28ページに掲載しています。ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第5号、大空町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、大空町監査委員の選任については、同意することに決定しました。
暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時46分)

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 同意第6号から日程第11 同意第8号

- ◇議 長 日程第9、同意第6号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてから、日程第11、同意第8号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてまでの3件は、いずれも委員選任同意の議案であります。この際、一括議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。松川町長。

- ◇町 長 議案書41ページです。同意第6号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について。

大空町職員懲戒審査委員会委員、元氏充が令和4年6月19日をもって任期が満了するので、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別西2条5丁目1番7号。氏名、元氏充。生年月日、昭和37年3月6日生まれの60歳です。

元氏充氏は人格高潔で識見高く、公平公正であり、職員懲戒審査委員会委員に適任であると判断いたしました。引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものです。

なお、元氏充氏の履歴につきましては、参考資料の29ページに掲載していますので、ご覧願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

引き続き、議案書43ページです。同意第7号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について。

大空町職員懲戒審査委員会委員、廣川和寛が令和4年6月19日をもって任期が満了するので、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、北海道網走郡大空町東藻琴末広413番地の5。氏名、廣川和寛。生年月日、昭和25年9月10日生まれの71歳です。

廣川和寛氏は人格高潔で識見高く、公平公正で民間組織の役員経験もあり、職員懲戒審査委員会委員に適任であると判断いたしました。引き続き、同氏を選任いたしたく同意を求めるものです。

なお、廣川和寛氏の履歴につきましては、参考資料の31ページから32ページに掲載していますのでご覧願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書45ページです。同意第8号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について。

大空町職員懲戒審査委員会委員、林敏美が令和4年6月19日をもって任期が満了するので、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別西4条3丁目1番5号。氏名、林敏美。生年月日、昭和42年1月1日生まれの55歳です。

任期満了に伴いまして、引き続き選任いたしたく議会の同意を求めるものです。

なお、本人の履歴につきましては、参考資料の33ページから34ページに掲載しておりますので、ご覧願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第6号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第6号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◇議 長 これから同意第7号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第7号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◇議 長 これから同意第8号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第8号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時52分)

(再開 午前10時53分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 発議第12号

◇議 長 日程第12、発議第12号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。9番、上地史隆議員

◇上地議員 議会側議案書1ページをお開きください。発議第12号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和4年5月20日提出、大空町議会議員、上地、松岡、齊藤、三條、後藤、岩原、鈴木、森賀、福田、川村、大泉の各議員でございます。

3ページは改正文でございます。議会側参考資料をご覧ください。

1ページに大空町議会議員の報酬及び費用弁償条例の改正概要、3ページに新旧対照表を記載しております。

概要により改正内容説明いたしますので、1ページをお開きください。

今回の改正につきましては、昨年的人事院勧告において、期末手当を民間の支給割合に見合うよう、年間の支給月数を0.15月分引き下げて4.3月とする勧告がなされたことに伴い、関係条例第4条第2項、期末手当の支給割合を改正するものです。令和4年度の6月期、12月期の期末手当支給割合をそれぞれ2.225月から2.15月に改正し、条例の交付の日から施行するものです。

また、令和4年6月に支給する期末手当に関する特別措置として、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減額いたします。

以上、説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第12号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第12号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第35号

◇議 長 日程第13、議案第35号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書47ページでございます。議案第35号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

49ページは改正条文でございます。

内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料の35ページをお開き願います。大空町特別職の給与に関する条例の改正概要です。

このたびの改正は、民間と国家公務員の給与格差を是正する人事院勧告を踏まえ、ことし4月に国の関係法が改正となりましたことを受けまして、

それに準拠して改正するものです。

具体的には期末手当の支給割合を引き下げるもので、令和4年度の6月期と12月期につきまして、それぞれ2.225月を2.15月に改めます。

また、丸の二つ目ですが、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置としまして、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減額します。

また、令和3年12月に大空町職員の給与に関する条例の規定に基づき期末手当が支給された者、つまり、特別職ではなく一般職員であったものにつきましては127.5分の15を乗じて得た額を減額します。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

36ページには新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上、提案理由につきまして、ご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第35号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第35号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第36号

◇議 長 日程第14、議案第36号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書51ページでございます。議案第36号、大空町職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

53ページは改正条文でございます。

内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料の37ページをお開き願います。大空町職員の給与に関する条例の改正概要です。

先ほどの議案第35号と同様に人事院勧告、国の動向を踏まえまして、職員の期末手当の支給割合を引き下げるものです。一般職員と会計年度任用職員につきましては、今年度の6月期と12月期につきましてそれぞれ1.275月を1.2月に改めます。再任用職員につきましては、0.725月を0.675月とします。

また、4年6月に支給する期末手当に関する特例措置としまして、令和3年12月に支給された期末手当の額に（1）一般職と会計年度任用職員につきましては127.5分の15を、（2）再任用職員につきましては72.5分の10をそれぞれ乗じて得た額を減額します。

なお、この条例は公布の日から施行します。

38ページ、39ページにつきましては、新旧対照表を掲載しておりますのでご参照いただければと存じます。

以上、提案理由につきまして、ご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前 11 時 03 分)

(再開 午前 11 時 12 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 15 議案第 37 号

◇議 長 日程第 15、議案第 37 号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 55 ページでございます。議案第 37 号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 4 年 5 月 20 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 57 ページから改正条文でございます。

会議臨時会参考資料 41 ページに大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を、42 ページには大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載しております。

概要により改正内容を説明させていただきますので、臨時会参考資料 41 ページをお開きください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、感染症の影響により事業収入等が一定程度減少した世帯に対し、引き続き令和 4 年度における減免特例期間が設けられたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

項目でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例。関係条文は附則第 17 号でございます。改正の内容でございます。本改正は、令和元年度分から令和 3 年度分までとしていた特例期間を令和元年度分から令和 4 年度分までとし、令和 4 年 3 月 31 日までとしていた普通徴収の納期限及び特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日を令和 5 年 3 月 31 日までに改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は公布の日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第38号

◇議 長 日程第16、議案第38号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書59ページです。議案第38号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

議案書61ページが改正文でございます。

臨時会参考資料43ページに改正する条例の概要、44ページには新旧対照表を掲載しております。概要により説明させていただきますので、参考資料43ページをご覧ください。

今回の改正は、国の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、感染症の影響により事業収入等が一定程度減少した被保険者等に対する介護保険料の令和4年度における減免特例期間が設けられたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

項目、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例。関係条文、附則第8条。令和元年度分から令和3年度分までとしていた特例期間を令和元年度分から令和4年度分まで、令和4年3月31日までとしていた普通徴収の納期限等を令和5年3月31日まで、それぞれ1年延長するために改正するものです。この改正は公布の日から施行いたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第38号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定
についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありません
か。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、大空町介護
保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されま
した。

◎日程第17 議案第39号

- ◇議 長 日程第17、議案第39号、令和4年度大空町一般会計補正予
算(第1号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

- ◇総務課長 議案書63ページでございます。議案第39号、令和4年度大
空町一般会計補正予算(第1号)。

令和4年度大空町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところに
よる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞ
れ1,186万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7
7億3,633万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年
5月20日提出、大空町長、松川一正。

65ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

15款、国庫支出金に73万4,000円追加。19款、繰入金から1,
259万6,000円減額。歳入合計は1,186万2,000円を減額
し、77億3,633万5,000円とするものです。

66ページをお開き願います。歳出です。

1款、議会費から192万3,000円減額。3款、民生費から12万
8,000円減額。4款、衛生費に54万円追加。8款、土木費から12
万6,000円減額。9款、消防費から199万6,000円減額。12

款、職員給与費から822万9,000円減額。歳出合計は1,186万2,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、72、73ページをお開き願います。

1款1項1目、議会費、3節、議員期末手当192万3,000円の減額は、議員期末手当の改定などによるものです。

3款1項2目、老人福祉費の27節、介護保険事業勘定特別会計繰出金9万円と、次の介護サービス事業勘定特別会計繰出金3万8,000円の減額は、議案第36号、でお認めをいただきました人事院勧告を踏まえた給与条例の改正に伴う人件費の一般会計からの繰り出し減額分です。

4款1項2目、予防費の10節、消耗品費と印刷製本費合わせて16万6,000円と、11節、郵便料56万8,000円は、新型コロナウイルスワクチンの4回目となります追加接種の意向調査に係るものです。

3目、環境衛生費の27節、簡易水道事業特別会計繰出金19万4,000円の減額。次の8款4項1目、下水道費の27節、下水道事業特別会計繰出金12万6,000円の減額。次の9款1項2目、常備消防費の18節、網走地区消防組合大空消防署費負担金199万6,000円の減額。さらにその下、12款1項1目、職員給与費の3節、職員手当等644万5,000円。4節、共済費127万2,000円の減額。74、75ページに移りまして、2目、会計年度任用職員費、75ページ上から2行目の総務一般事務費会計年度任用職員給与費から77ページに移りまして、1番下の丸です。大空高等学校管理費会計年度任用職員給与費までの3節、職員手当等と4節、共済費、総額51万2,000円のそれぞれ減額は、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴うものでございます。

続きまして、歳入の説明をしますので、70、71ページをお開き願います。

15款2項3目1節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金に73万4,000円の追加は、ワクチン追加接種に係る国からの補助金です。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金1,259万6,000円減は、今回の財源調整のために減額するものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号、令和4年度大空町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第39号、令和4年度大空町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第40号

◇議 長 日程第18、議案第40号、令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書83ページでございます。議案第40号、令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,567万円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

議案書85ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

3款、道支出金から1万8,000円を減額し、歳入合計は1万8,000円を減額し、11億4,567万円とするものです。

86ページをお開き願います。歳出です。

4款、保健事業費から1万8,000円を減額、歳出合計は1万8,000円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明いたしますので、92ページ、93ページをお開き願います。

4款1項3目、保健事業費の3節、会計年度任用職員手当の期末手当から1万6,000円の減額と、4節、会計年度任用職員社会保険料から2,000円の減額は、人事院勧告を踏まえた給与改定によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、90ページ、91ページをお開き願います。

3款2項1目1節、保険給付費等交付金の特別交付金から1万8,000円の減額は、歳出における職員手当及び共済費の減額に伴い、道補助金が減額となるものでございます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第40号、令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、令和4年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第41号

◇議 長 日程第19、議案第41号、令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書95ページです。議案第41号、令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,935万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

97ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

7款、繰入金から9万円を減額。歳入合計は9万円減額し、7億5,935万8,000円とするものです。

98ページをお開きください。歳出です。

1 款、総務費から 2 万 3, 0 0 0 円を減額。3 款、地域支援事業費から 6 万 7, 0 0 0 円を減額。歳出合計は 9 万円減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので、1 0 4、1 0 5 ページをお開きください。

歳出です。1 款 3 項 2 目、認定調査等費の 3 節、職員手当等から 2 万円及び 4 節、共済費から 3, 0 0 0 円、合わせて 2 万 3, 0 0 0 円の減額。

次の 3 款 2 項 1 目、包括的支援事業費の 3 節、職員手当等から 3 万 9, 0 0 0 円及び 4 節、共済費から 6, 0 0 0 円、合わせて 4 万 5, 0 0 0 円の減額。

その下認知症総合支援事業の 3 節、職員手当等から 2 万円及び 4 節、共済費から 2, 0 0 0 円、合わせて 2 万 2, 0 0 0 円の減額。これらは介護保険事業の運営に携わる会計年度任用職員の期末手当について、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴い減額をするものです。

続いて、歳入の説明を申し上げますので 1 0 2 ページ、1 0 3 ページをお開きください。

7 款 1 項 1 目 1 節、介護給付費繰入金から 2 万 3, 0 0 0 円及び 2 目 1 節、包括的支援事業任意事業繰入金から 6 万 7, 0 0 0 円の減額は、いずれも今回の補正予算の財源調整によるものです。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 4 1 号、令和 4 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 1 号、令和 4 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第42号

◇議 長 日程第20、議案第42号、令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書107ページです。議案第42号、令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ623万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

109ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2款、繰入金から3万8,000円を減額。歳入合計は3万8,000円減額し、623万4,000円とするものです。

110ページをお開きください。歳出です。

1款、サービス事業費から3万8,000円を減額。歳出合計は3万8,000円減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので、116、117ページをお開きください。歳出です。

1款1項1目、介護予防支援事業費の3節、職員手当等から3万2,000円及び4節、共済費から6,000円、合わせて3万8,000円の減額は、人事院勧告を踏まえた給与改定に伴うものです。

続いて、歳入をご説明申し上げますので、114、115ページをお開きください。

2款1項1目1節、一般会計繰入金から3万8,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号、令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、令和4年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第43号

◇議 長 日程第21、議案第43号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書119ページになります。議案第43号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,847万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

121ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2款、繰入金から19万4,000円を減額し、歳入合計は3億4,847万5,000円とするものです。

122ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から19万5,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので128、129ページをお開き願います。

1款1項1目、職員給与等から19万4,000円の減額は、人事院勧告に基づく大空町職員の給与に関する条例の一部改正によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、126、127ページをお開き願います。

2款1項1目1節、一般会計繰入金から19万4,000円の減額は、財源調整のため変更するものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第43号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、令和4年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第44号

◇議 長 日程第22、議案第44号、令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書133ページになります。議案第44号、令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,154万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和4年5月20日提出、大空町長、松川一正。

135ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

4款、繰入金から12万6,000円を減額し、歳入合計は3億8,154万4,000円とするものです。

136ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から12万6,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いた

しますので、142、143ページをお開き願います。

1款1項1目、職員給与等から12万6,000円の減額は、人事院勧告に基づく大空町職員の給与に関する条例の一部改正によるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、140、141ページをお開き願います。

4款1項1目1節、一般会計繰入金から12万6,000円の減額は、財源調整のため変更するものです。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号、令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、令和4年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 選挙第4号

◇議 長 日程第23、選挙第4号、大空町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩 午前 11 時 46 分)

(再開 午前 11 時 47 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議 長 選挙管理委員には、ただいまお手元に配付しましたとおり、奥田純子氏、丹羽多美男氏、藤井智靖氏、中川利佳子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました奥田純子氏、丹羽多美男氏、藤井智靖氏、中川利佳子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。

第1順位、森玲子氏、第2順位、三村淳良氏、第3順位、菊地勝二氏、第4順位、鈴木真寿美氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、第1順位、森玲子氏、第2順位、三村淳良氏、第3順位、菊地勝二氏、第4順位、鈴木真寿美氏、以上の方が、順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎閉会 閉会宣言

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。以上で会議を閉じます。以上で、令和4年第4回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午前 11 時 49 分)